

概要版

常陸大宮市

第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)



令和6年3月

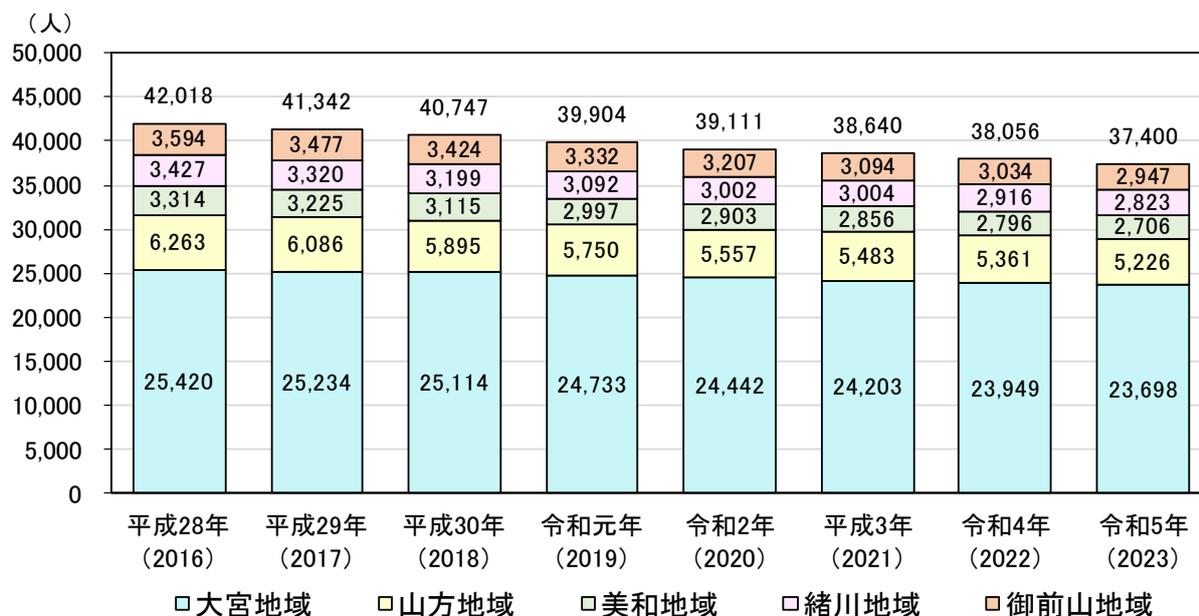


常陸大宮市

I 高齢者を取りまく現状

1 人口の推移

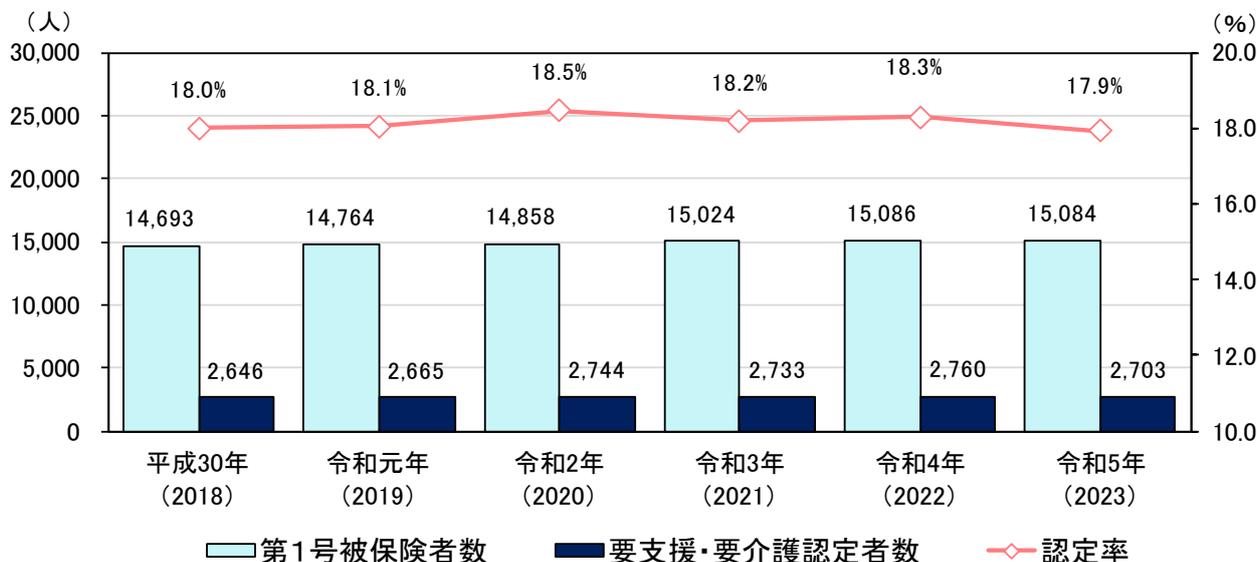
本市の総人口（常住人口）は、令和5（2023）年10月1日現在、37,400人であり、前年の令和4（2022）年から656人（1.7%）の減少となっています。



資料：茨城県常住人口(各年10月1日現在)

2 要支援・要介護認定者数の推移

本市の令和5（2023）年9月末日現在の要支援・要介護認定者数は2,703人で、認定率は17.9%となっています。要支援・要介護認定者数は平成30（2018）年以降横ばいの状況が続いています。

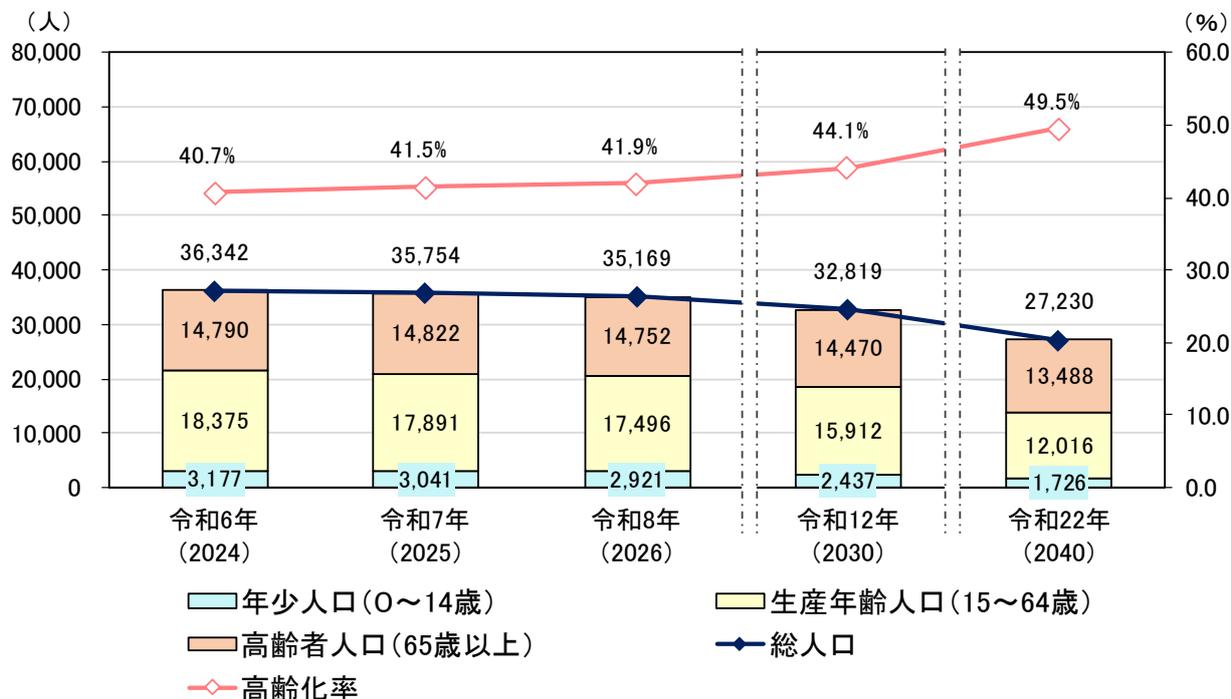


資料：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

※認定率＝第1号被保険者の要支援・要介護認定者数÷第1号被保険者数

3 人口の推計

本市の総人口は、令和8(2026)年には35,169人(高齢化率41.9%)、令和12(2030)年には32,819人(高齢化率44.1%)、令和22(2040)年には27,230人(高齢化率49.5%)となることが予測されます。



II 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本目標

総合計画内の福祉部門を含む施策大綱として掲げられている「だれもが安心して暮らせるまち」を踏まえ本計画の基本理念とします。

だれもが安心して暮らせるまちづくり
～みんなで助け合い支え合うまち常陸大宮市～

基本理念を達成するために、次の3つの基本目標を定め、各種事業を推進します。

基本目標1 健康づくりと社会参加の促進

基本目標2 地域で支える介護予防・生活支援

基本目標3 介護保険サービスの充実に向けた取組の推進

2 計画の体系

本計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）の体系は、次のとおりとし、施策を展開します。

だれもが安心して暮らせるまちづくり

～みんなで助け合い支え合うまち常陸大宮市～

基本目標 1 健康づくりと社会参加の促進

＜施策の方向＞ →

1. 健康づくり事業の推進
2. 高齢者福祉の充実
3. 高齢者の社会参加の促進
4. 地域生活環境の整備
5. 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

基本目標 2 地域で支える介護予防・生活支援

＜施策の方向＞ →

1. 地域支援事業・介護予防の総合的な推進
2. 認知症高齢者支援の推進
3. 地域支援体制の充実

基本目標 3 介護保険サービスの充実に向けた取組の推進

＜施策の方向＞ →

1. 介護保険サービスの実績と見込み
2. 給付費等の見込み
3. 介護保険料の推計
4. 介護人材の確保・介護現場の生産性向上の推進
5. 介護給付適正化計画

3 市の保健福祉圏域（日常生活圏域）

本市の「保健福祉圏域」は、介護保険法第 117 条第2項第 1 号に基づく日常生活圏域です。圏域は、身近な地域に様々なサービス拠点が連携する面的整備を図るために定めるもので、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に判断して、南部地域保健福祉圏域と北部地域保健福祉圏域の2つの保健福祉圏域を設定しています。

各圏域には、高齢者の生活を支える役割を果たすための総合機関として「地域包括支援センター」を置き、介護予防事業のマネジメント等を行っています。

圏域	地域	地域包括支援センター
南部圏域	大宮地域	南部地域包括支援センター
北部圏域	山方地域、美和地域、緒川地域、御前山地域	北部地域包括支援センター

Ⅲ 施策の展開

基本目標 1 健康づくりと社会参加の促進

高齢者が、主体的に活動するための生きがいづくりや健康づくりが、今後ますます重要になっていくと考えられることから、健康づくりでは、運動による体力増強など高齢者がスポーツ・体操等を通して行うとともに、生活習慣の改善や重度化防止に向けた取組の充実を図ります。

また、高齢者の学びの場や地域活動の場づくりを推進するとともに、高齢者の自立生活や健康を支える日常生活に必要なサービスの支援を行います。



1. 健康づくり事業の推進

高齢者が要介護状態にならず、元気で過ごすことができる健康寿命を延ばすことが重要です。自分の体の状態を把握するため、「特定健康診査及び各種検診」の受診を促進するとともに、生活習慣を見直すきっかけづくりとなる「特定保健指導」を充実させ、疾病の発症・重症化の予防に取り組みます。

2. 高齢者福祉の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常生活上の支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支える高齢者福祉事業の充実を図ります。また、老人福祉法に基づく施設に関する事業を引き続き実施します。

区分	名称		
高齢者福祉事業	①福祉タクシー利用料金助成事業	②寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	
	③はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	④敬老会への助成事業	
	⑤敬老祝金の支給	⑥家族介護慰労金の支給	
	⑦家族介護用品支給事業	⑧配食サービス事業	
	⑨緊急通報システム設置事業	⑩訪問理美容事業	
	その他の福祉事業	①養護老人ホーム	②軽費老人ホーム

3. 高齢者の社会参加の促進

高齢者クラブやシルバー人材センターにおける活動や、生涯学習などへの参画を支援し、高齢者の社会参加を支援します。

4. 地域生活環境の整備

地域の誰もが、安心して暮らし続け、社会参加ができるように、公共施設や公共交通の整備など、高齢者にやさしいまちづくりを推進するとともに、防犯・防災に対する知識の普及・啓発、さらには感染症に対する備えをしながら、安心して地域で生活が送れるよう施策を推進していきます。

5. 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

高齢者虐待の早期発見・早期対応とともに、「成年後見制度利用促進基本計画」との整合を取りながら、制度の普及啓発、権利擁護支援の体制を整備します。

基本目標 2 地域で支える介護予防・生活支援

地域共生社会の基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備や、医療と介護の連携の強化等を図り、地域で支える介護予防・生活支援体制の強化を図ります。



1. 地域支援事業・介護予防の総合的な推進

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために、介護予防教室や住民主体の通いの場等の活動の充実を図るなど、介護予防の更なる普及啓発に取り組むとともに、地域包括支援ネットワークの充実を図ることにより、高齢者の自立した在宅生活を支援します。

● 介護予防・日常生活支援総合事業

- | | |
|-------------------|------------|
| ① 介護予防・生活支援サービス事業 | ② 一般介護予防事業 |
|-------------------|------------|

● 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ① 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント） | ② 総合相談支援業務 |
| ③ 権利擁護業務 | ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 |
| ⑤ 地域包括支援ネットワークの構築 | ⑥ 地域ケア会議の実施 |

● 包括的支援事業（社会保障充実分）

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 在宅医療・介護連携推進事業 | ② 生活支援体制整備事業 |
| ③ 認知症総合支援事業 | |

● 任意事業

- | | |
|----------------|------------|
| ① 介護給付等費用適正化事業 | ② 家族介護支援事業 |
| ③ その他の事業 | |

2. 認知症高齢者支援の推進

認知症高齢者は、令和7（2025）年には700万人を超え、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症となることが予測されています。国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容も踏まえ、認知症の人を含めた市民一人ひとりが共生する社会の実現に向けた取組を推進します。

● 認知症広報・啓発事業

● 在宅認知症高齢者支援事業

● 認知症総合支援事業

- | | |
|---------------|------------------|
| ① 認知症初期集中推進事業 | ② 認知症地域支援・ケア向上事業 |
|---------------|------------------|

● 認知症サポーター等の養成

3. 地域支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、ボランティア活動や地域での様々な活動や、人材育成・情報発信などの取組の充実を図ります。また、疾病を抱えながらも在宅で生活できるよう、医療と介護の連携強化に取り組めます。



● ボランティア活動の振興

● 地域福祉活動の充実

●医療体制、医療・介護連携体制の充実

- ①かかりつけ医の普及（健康相談、疾病の早期対処等） ②救急医療体制の強化
③在宅医療・介護連携の推進

基本目標3 介護保険サービスの充実に向けた取り組みの推進

介護を必要とする高齢者も増加していくことが予想される中、住み慣れた地域で生活を継続できるように、介護給付の適正化に努め、必要な介護保険サービスが適正に提供されるように取り組みます。



◆ サービス給付費の見込み

単位：千円

		第9期			合計	第14期
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		令和22年度 (2040)
介護給付費	居宅サービス	1,420,021	1,465,176	1,493,972	4,379,169	1,667,017
	地域密着型サービス	1,098,344	1,122,016	1,145,512	3,365,872	1,367,196
	施設サービス	1,775,210	1,797,562	1,818,654	5,391,426	2,089,332
	居宅介護支援	211,714	211,975	212,090	635,779	227,693
	小計	4,505,289	4,596,729	4,670,228	13,772,246	5,351,238
予防給付費	介護予防サービス	95,203	98,456	101,607	295,266	110,131
	地域密着型介護予防サービス	2,540	2,543	2,543	7,626	2,543
	介護予防支援	15,004	15,023	15,253	45,280	18,629
	小計	112,747	116,022	119,403	348,172	131,303
総給付費		4,618,036	4,712,751	4,789,631	14,120,418	5,482,541

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

◆ 標準給付費の見込み

単位：千円

	第9期			合計	第14期
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		令和22年度 (2040)
総給付費	4,618,036	4,712,751	4,789,631	14,120,418	5,482,541
特定入所者介護サービス費等給付額	219,368	221,185	222,263	662,817	259,153
高額介護サービス費等給付額	113,289	114,251	114,808	342,347	133,527
高額医療合算介護サービス費等給付額	18,452	18,581	18,672	55,704	22,106
算定対象審査支払手数料	3,270	3,303	3,336	9,909	3,792
標準給付費見込額	4,972,415	5,070,071	5,148,710	15,191,196	5,901,119

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

◆ 地域支援事業費の見込み

単位：千円

	第9期			合計	第14期
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		令和22年度 (2040)
介護予防・日常生活支援総合事業	92,686	92,686	92,782	278,154	79,622
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	63,906	64,494	64,578	192,978	61,886
包括的支援事業（社会保障充実分）	19,625	19,625	19,625	58,875	18,296
合計	176,217	176,805	176,985	530,007	159,804

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

◆ 第1号被保険者の所得段階別介護保険料

第9期計画より、国が示す所得段階が9段階から13段階へと多段階化が図られています。本市においては、国が示す13段階を踏まえ、所得の低い方の負担を軽減するために、15段階の所得段階別保険料方式を採用します。

第9期における本市の介護保険料の基準月額、5,780円（年額69,360円）と見込まれます。

常陸大宮市			第9期	
			月額	年額
第1段階	生活保護の受給者。 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者。 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の者。	基準額×0.455 (基準額×0.285)	2,630円 (1,650円)	31,560円 (19,800円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の者。	基準額×0.685 (基準額×0.485)	3,960円 (2,810円)	47,520円 (33,720円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入の合計が120万円を超える者。	基準額×0.69 (基準額×0.685)	3,990円 (3,960円)	47,880円 (47,520円)
第4段階	本人が市民税非課税(世帯の誰かが市民税課税)で、本人の合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の者。	基準額×0.90	5,210円	62,520円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯の誰かが市民税課税)で、本人の合計所得金額と年金収入の合計が80万円を超える者。	基準額×1.00	5,780円	69,360円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の者。	基準額×1.15	6,650円	79,800円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の者。	基準額×1.20	6,940円	83,280円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の者。	基準額×1.35	7,810円	93,720円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の者。	基準額×1.45	8,390円	100,680円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の者。	基準額×1.50	8,670円	104,040円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の者。	基準額×1.65	9,540円	114,480円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の者。	基準額×1.70	9,830円	117,960円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の者。	基準額×1.75	10,120円	121,440円
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者。	基準額×2.00	11,560円	138,720円
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の者。	基準額×2.25	13,010円	156,120円

◆ 計画のPDCAサイクルの推進

高齢者福祉施策及び介護保険事業を円滑に推進していくため、PDCAサイクルを活用し、評価結果に基づき、より効果的な施策を検討し、所要の対策の実施に取り組みます。

発行：令和6年3月／発行者：茨城県常陸大宮市